

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和3年6月30日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
調査本部 チーフエコノミスト
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授
(◎は会長)

2 議事

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定により営業時間の短縮及び酒類の提供の停止を要請した施設のうち、当該要請に応じない各施設に対して、同法第31条の6第3項の規定により、命令を行うことについて

3 審議会の意見等

特措法第31条の6第3項の命令を行うことについては、適当である。

(猪口会長)

現在、第4波が一度下降したのち、再拡大の局面に入っている。現時点の増加比が1週間で120%を超えており、2週間後には約1.5倍、平均で1日に700人を超える新規陽性者が出現し、その2週間後には1,000人を超える新規陽性者数になると推計できる。これは本年1月6日の1,052人とほぼ同等のレベルにあたる。さらに従来株と比べて感染力が強いとされるインドで最初に確認されたL452Rに変異を持つデルタ株に流行の主体がアルファ株から移りつつあり、その感染力は従来株の約2倍と言われ、上記推計以上の多数感染者が懸念される。このような感染状況になれば市民の生活があらゆる場面で制約を受けるし、医療提供体制のひっ迫によりワクチン接種の推進も混乱しかねない。社会全体が一層の人流を下げ、感染状況を抑えるための行動が求められる状況にある。

よって、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定により命令を行うことはやむをえないと考える。

(太田委員)

営業時間の短縮及び酒類の提供の停止要請に応じない施設に対し、要請から命令へ

変更することについては適当であると考えてる。

まん延防止等重点措置の移行に際して、感染を引き続き抑制するためには、酒類を提供する飲食店へ営業時間短縮ならびに酒類提供制限の実効性を高める必要があると申し上げてきたところである。

多くの事業者の方が要請を順守する一方、残念ながら要請に従っていただけない事業者の方も一定数あるのが現状である。従業員の雇用を守りたい、食材等取引先の経営を守りたい等の思いがあるのは承知しているが、それによって感染収束が遅れたり、もしくは感染再拡大につながるリスクがある。そうなれば、飲食店事業者の方たちはもちろんのこと、従業員の方や取引先の方も厳しい局面が長引くことになりかねない。

また、要請に従う事業者の方と従わない事業者の方との不公平感が高まれば、制限の実効性がさらに弱まる事態も予想される。

折しも人流増加を受けて新規陽性者の数も反転の兆候を見せており、要請に従っていただけない事業者の方によってもたらされるこうした外部不経済が生じる蓋然性は高まっている。

感染拡大を封じ込め、経済の正常化を早期に実現するためにも、今回の措置は適当であると考えてる。

(大曲委員)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定により営業時間の短縮及び酒類の提供の停止の要請について、都内の多くの事業者が対応頂き、これにより第4波は比較的早期におさめられたと考えております。しかし、その後人流の増加とともに繁華街のある区部およびその鉄道沿線の地域を中心に患者数の増加が見られています。上記の要請に応じていない事業者を利用する方々の存在はよく知られており、またメディアなどでこのように要請に応じないまま営業を継続する事業者の様子が報道されるなども起こっており、感染対策に尽力されている都民の意気を削いでいます。よって、実効性のある、平等な対策の遂行のためには、今回の諮問事項の遂行はやむを得ないと考えます。

(紙子委員)

1 意見

「新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、特に必要がある」という要件が満たされており、命令を行うことは適切である。

2 上記意見の理由

現状は、国の方針により緊急事態宣言が解除されたとはいえ、東京都では感染の再拡大傾向にあり、地域ごとに見れば、既に国の指標のステージ4に達している区も相当数あるという。感染経路としての会食や飲食店等でのクラスター発生は、昨年まで

に比べて減ってきており、飛沫感染のリスクの高い場面に的を絞った飲食店等に対するカラオケ・酒類提供の禁止や、時短営業等の制限は、感染拡大防止に功を奏している。したがって、酒類制限や営業時間短縮の社会政策は、現状でも緊急事態宣言下と同様に必要性が高い。

加えて、昨年末の要請以降、徐々に時短営業要請や命令に従わない施設が増えており、都は監視体制を強化している状況にある。人員体制の限度から、対象区域全ての店舗の営業状況を常時確認することは不可能だが、本来、法に基づく要請、命令の執行は公平に執行されるべきであり、都の要請を遵守している施設・事業者からしても当然執行されるべきものである。

なお、本手続は、個別要請、弁明の機会付与など、命令に至る前に是正に十分な期間を取る手続であって（令和3年2月12日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡）、方法としても相当である。

以上より、重点措置下で法第31条の6第3項の規定による命令を行うことは適切であると思料する。

（濱田委員）

標記規定により営業時間の短縮及び酒類提供の停止を要請した施設のうち、要請に応じない施設に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定により、命令を行うことは妥当であると考えます。